

## 第6回 みなかみ町協働のまちづくり委員会 次第

日 時 平成21年5月13日(水)

午後7時~

場 所 役場本庁6階第3会議室

### 1. 開 会

### 2. 委員長挨拶

### 3. 協議事項

(1) 第5回委員会会議録案の確認について

(2) まちづくり協議会について(資料1・別表)

(3) 情報の共有について(資料2・3)

(4) その他

次回委員会の開催について

第7回委員会 平成21年6月17日(水)19:00~ 役場本庁6階第3会議室

第8回委員会 平成21年7月 日( ) ~

### 4. 閉 会

# 資料 1

まちづくり協議会設立準備会説明資料（案）

3地区に「まちづくり協議会」を設立します！

～コミュニティは、まちづくりの担い手～



平成21年5月13日委員会資料

みなかみ町 総合政策課  
地域振興グループ

## はじめに

平成20年4月1日に「みなかみ町まちづくり基本条例」が施行となり、この条例に基づき「自助・互助・扶助」の精神を尊重し、町民、議会及び町がそれぞれの役割を担った「協働のまちづくり」を推進し、足腰の強い活力あるみなかみ町を築いていくことになりました。

平成17年10月1日に旧月夜野町・旧水上町・旧新治村が合併し、今年で4年目を迎えています。それぞれの地域には特色と個性があり、地域の暮らしやすさを高めるためにも、その特色を活かしたまちづくりを進めることが重要であると考えます。みなかみ町を構成する地域がそれぞれの個性を発揮しつつ、地域間の連携を図りながら目指すべきみなかみ町を形成することが重要です。

これからのまちづくりは「自分でできることは自分で」「自分だけでできないことは地域で補い」「それでもできないことは行政が行っていく」といった役割分担と、自分たちの住む地域をより住みやすく、そして未来を担う子供たちへ活力あるみなかみ町を残すためにはどうすればいいのか、住民一人ひとりが地域について考え「自分たちの地域は自分たちでつくる」という意識を持って、まちづくりに参加することが重要です。住民力の強さがその地域の暮らしやすさを高め、地域の魅力となるように思われます。

このようなことから、町は平成21年度より、地域が一体となって活動するためのコミュニティ組織「まちづくり協議会」を支援する制度を創設します。それぞれの協議会が地域の特色と個性を活かしたまちづくりを進め、コミュニティの充実・強化を図り、地域の課題解決と住みよい活力ある地域の実現を目指すこととなります。

# まちづくり協議会はどのような組織なのか？

## 1. 町の基本的な考え方

町は、旧町村単位の3地区に「まちづくり協議会」を設置し、1地区300万円の交付金を一括交付したいと考えています。

協議会は、この交付金を有効に活用し、地域が一体となって地域の特色と個性を活かしたまちづくりを実践する組織です。

そのため町は、協議会の取り組みについては、形式的な枠にこだわらず、協議会の自主性や主体性を尊重したいと考えています。また、協議会に事業や予算等の決定権と責任を持ってもらうことで、協議会の活性化や地域を担う人材が育成され、地域活動が活発化し、地域の課題解決と住みよい活力ある地域が実現できるものと思います。

ただし、300万円を闇雲に使ってよいということではなく、協議会で事業や予算について、地域全体でよく話し合い、地域住民が納得することが重要です。また、事業を実施して問題が生じた場合には、その都度解決し、次年度の取り組みに活かしていけばよいとの考え方です。せっかく付けた予算なので、地域で有効に使ってほしいという方針です。

## 2. 協議会設置に関する根拠条例

みなかみ町まちづくり基本条例（平成20年条例第31号）第16条第3項の規定に基づく組織です。

<第16条第3項（コミュニティの役割）>

町は、町民の主体的なまちづくりを実践するための組織を設置することができます。

## 3. 協議会の設置目的

地域住民が一体となって、地域の特色と個性を活かしたまちづくりを進めることで、コミュニティの充実・強化を図り、地域の課題解決と住みよい活力ある地域を実現することを目的として、3地区に「まちづくり協議会」を設置します。

#### 4. 協議会の検討事項

次の事項について検討します。

事業計画の審議・決定に関すること

予算の審議・決定に関すること

事業計画に基づくまちづくりの実施に関すること

実績報告書・収支決算書・事業評価調書の作成に関することなど

### まちづくり協議会に交付する交付金の内容は？

#### 1. 交付金の名称

みなかみ町まちづくり協議会支援交付金

#### 2. 交付金の交付目的

町は、地域住民が一体となって、地域の特色と個性を活かしたまちづくりを進めることで、コミュニティの充実・強化を図り、地域の課題解決と住みよい活力ある地域を実現するために活動する「まちづくり協議会」に対し、交付金を交付します。

#### 3. 交付金の額

平成21年度の交付金の額は、1地区300万円を上限とし、一括交付するものとします。

月夜野地区まちづくり協議会 300万円

水上地区まちづくり協議会 300万円

新治地区まちづくり協議会 300万円

例えば、実績報告により決算額が200万円の場合は、100万円を返還していただきます。

#### 4. 交付金の対象となる事業

交付金の交付目的に適合する事業で、協議会の承認を得た事業を交付金の対象とします。

協議会で、それぞれの地域の課題や要望について話し合い、意見をまとめ、実施する事業を決定することになります。

<対象となる事業例>

ボランティア活動（交通安全、防犯パトロール、防災・雪対策など）

児童健全育成事業（見守り隊、子育て支援など）

環境美化事業（省エネ、クリーン作戦、花いっぱい運動など）

地域交流事業（地域住民のふれあい交流事業、文化、レクリエーションなど）

地域活動担い手育成事業（研修会、学習会など）

情報共有推進事業（地域広報誌の発行など）

#### 5. 交付金の対象となる事業の条件

次の事項を条件とします。

新規事業を優先します。既存事業は、事業規模の拡大や事業の企画又は実施の段階で、より多くの地域住民の参加を求めて実施することが望ましいと思われれます。

ソフト事業とします。（例えば、原材料を購入し、施設又は設備を住民が自ら整備する事業は、ソフト事業とします。）

同一事業の交付金の対象期間は、原則5年までとします。

交付金の補助率の例は、次のとおりですが協議会で検討し、決定してください。

<新規事業の補助率の例>

ア．1年目100%、2年目80%、3年目60%、4年目40%、5年目20%、以後自己資金

<既存事業の補助率の例>

ア．事業実施における赤字分を補填

イ．今まで団体（行政区等）から補助していた補助金を協議会より補助

地域住民が主体となって実施する事業であって、より多くの住民が参加することが必要です。また、事業は一部の地域や団体が優先されないように、地域全体でよく話し合うことが必要です。

## 6 . 交付金の対象とならない事業

次の事業に該当する場合は、交付金の対象となりません。

行政区又は団体等が単独で行う既存事業

単なる飲食を目的とした事業

営利を目的とした事業

宗教活動・政治活動・選挙活動に関わる事業

その他、交付金の交付目的に適合しない事業

## 7 . 交付金の対象となる経費

協議会で承認された事業に要する経費を対象とします。

詳しくは、一覧（P7）のとおりです。

## 8 . 交付金の対象とならない経費

次に掲げる経費は、交付金の対象となりません。

詳しくは、一覧（P7）のとおりです。

行政区・老人会・子ども会等への運営補助金

多額の研修旅費

慰労的研修経費

交際費

慶弔費

人件費・日当

慰労的食糧費

その他、交付金の交付目的に適合しない経費

< 交付金の対象となる経費・対象とならない経費の一覧 >

| 経費項目     | 対象となる経費   | 対象とならない経費         |
|----------|---|-------------------|
| 人件費      |   | 人件費・日当            |
| 報償費      | 講師等への謝礼等  | 住民への謝礼            |
| 旅費       | 講師等の交通費<br>会議等に出席するための交通費<br>講師等の宿泊費等                 | 多額の研修旅費           |
| 消耗品費     | 事務用品・コピー用紙等の消耗品<br>花苗代・軍手等の消耗品等                       |                   |
| 印刷製本費    | コピー代・チラシ等の印刷代等  |                   |
| 会議費      | 会議のお茶代<br>講師等の弁当代等                                    | 慰労的食糧費            |
| 研修費      | 勉強会・研修会等の経費   | 慰労的研修経費           |
| 交際費      |   | 交際費・慶弔費           |
| 役務費      | 切手代<br>振込手数料等   |                   |
| 保険料      | イベント・ボランティア保険等  |                   |
| 委託料      | イベント等の会場設営費等<br>業者へ委託しないとできない<br>場合に限る                |                   |
| 使用料及び賃借料 | 会場使用料<br>物品等の賃借料等                                     |                   |
| 原材料費     | 材料費等  |                   |
| 備品購入費    | 事業に必要な備品購入費等<br>5万円以上の備品購入は町の<br>承認が必要で総事業費の30%<br>以内 | 車両購入費<br>高額な備品購入費 |
| 補助金      |   | 各種団体への運営補助金       |
| その他      | 町長が特に必要と認めたもの   | 交付金の交付目的に適合しない経費  |

## まちづくり協議会設立準備会を設置します！

### 1．説明会の開催

町は、協議会設置に向けて、説明会を開催します。  
区長会で全区長に概要説明（4月15日）  
区長会支部会議で区長会役員等に説明（3地区で実施）  
町職員及び議会に説明など

### 2．設立準備会の設置

次の3地区に設立準備会を設置します。  
月夜野地区まちづくり協議会設立準備会  
水上地区まちづくり協議会設立準備会  
新治地区まちづくり協議会設立準備会

### 3．設立準備会の構成員

次のとおり構成員を考えています。  
区長会の役員（月夜野8名・水上6名・新治7名）  
協働のまちづくり委員会の委員（評価・検証部会の委員を除く）  
町職員（総務課・水上支所・新治支所）

### 4．設立準備会の通帳の作成

設立準備会は、交付金振込口座の通帳を作成してください。また、協議会設立後には、口座名義の変更や届出印の変更手続きが必要となります。

### 5．設立準備会の検討事項

次の事項について検討します。  
協議会の構成員に関すること（構成員の選出・名簿の作成）  
協議会の規約に関すること（規約の検討・作成）  
協議会の設立総会に関すること  
その他、協議会の設立に関すること

## まちづくり協議会設立準備会の検討事項について

### 1. 協議会の設置区域・名称

3地区に「まちづくり協議会」を設置します。

月夜野地区まちづくり協議会

水上地区まちづくり協議会

新治地区まちづくり協議会

#### < 検討事項 >

事業を円滑に行うため、まちづくり協議会に支部組織を設置することも考えられます。支部組織の設置は、設立準備会で検討してください。

#### < 小学校区単位とした場合 >

月夜野地区（桃野支部・古馬牧支部・月夜野北支部）

水上地区（水上支部・幸知支部・藤原支部）

新治地区（新巻支部・須川支部・猿ヶ京支部）

### 2. 協議会の構成員の選出・決定

#### < 検討事項 >

設立準備会で構成員を選出し、決定してください。また、地域の様々な団体の代表者や地域住民が構成員となり、地域が一体となれるように構成することが望ましく、一定の団体や地域住民に偏らないよう配慮することも必要です。

### < 協議会の構成員例 >

行政区の代表者（区長だけではなく）  
P T Aの代表者  
婦人会の代表者  
老人会の代表者  
N P O法人・各種まちづくり団体の代表者  
各地区からの推薦人又は公募による者  
協働のまちづくり委員会の委員（評価・検証部会の委員を除く）  
町議会議員  
町職員（課長・支所長・担当）など

### 3 . 協議会の構成員名簿の作成

設立準備会で協議会の構成員が決定しましたら様式 1（P15）を参考に構成員名簿を作成してください。

### 4 . 協議会の規約の検討・作成

設立準備会で様式 2（P16・17）を参考に協議会規約を検討し、作成してください。

### 5 . 設立総会の開催

設立準備会で構成員名簿・規約ができあがり次第、設立総会を開催することになります。

## まちづくり協議会の検討事項について

### 1. 事業計画と予算の検討・決定

協議会で事業計画と予算（交付金の使い途）を検討し、実施する事業とその事業にかかる予算を決定してください。

地域の現状や課題を把握するために、聞き取り・アンケート等の実施も考えられます。また、意見集約と事業実施の優先順位の決定も必要となります。

### 2. 事業の実施

なるべく多くの地域住民の参加を得て事業を実施してください。事業ごとに活動内容が分かる写真をデジカメで撮ってください。

写真データは、事業ごとにCDにコピーし、実績報告書と併せて提出していただきます。

### 3. 情報共有の推進

協議会は、地域住民との情報共有に努めていただきます。なるべく多くの地域住民が事業に参加するためには、情報の共有が不可欠です。地域広報紙を発行するなど、地域住民に情報を周知してください。

### 4. 町との連携・協力

協議会は、町との連携・協力を努めていただきます。

## 5 . 実績報告書・事業評価調書等の作成・提出

協議会は、事業完了後に実績報告書・事業評価調書等を作成し、町に提出してください。

評価・検証部会で評価と検証を行います。

### < 提出する書類 >

実績報告書 1部（様式3 - P19）

事業実績書 1部（様式4 - P20）

収支決算書 1部（様式5 - P21）

事業ごとに事業内容が分かる写真データ（CD） 各1枚

事業評価調書 1部（様式6 - P22）

## 6 . 交付金の精算

町は、実績報告書により交付金の交付額を確定し、交付金を精算します。

事業決算額が交付金額（300万円）を下回った場合は、返還となります。

## 評価・検証部会及び苦情処理について

### 1. 交付金の評価・検証

協議会より提出された実績報告書に基づき、評価・検証部会で評価を行い、次年度の取り組みに反映させていきたいと思えます。

評価・検証の方法は「公益性」「有効性」「妥当性」の3つの視点に基づき行うことを予定しています。

#### < 公益性 >

交付金が客観的に公益上必要であると認められるもの

- ア 住民自治の向上につながるもの
  - イ 少子高齢化の対策に寄与するもの
  - ウ 住民の福祉・健康の増進が図れるもの
  - エ 住民の安全で安心な生活に寄与するもの
  - オ 産業の発展に寄与するもの
  - カ 環境対策に寄与するもの
  - キ 住民の教育・文化・スポーツ振興に寄与するもの
  - ク 住民のボランティア活動を誘発するもの
- 効果が広く住民にいきわたり、決して特定の者の利益に終わらないもの

#### < 有効性 >

地域住民の自主性・主体性と一体感があるもの  
地域の特色と個性を活かしたまちづくりであるもの  
コミュニティの充実・強化を図れるもの  
地域の課題解決と住みよい地域を実現できるもの  
協働のまちづくりを推進するもの

< 妥当性 >

交付金の対象となる経費及び交付金の使途が明確であるもの  
交付金の交付目的に直結した経費であるもの

< 検討事項 >

次の事項を評価・検証部会で検討します。  
評価・検証部会（仮称）の名称・構成員について  
評価・検証基準と方法について

2. 苦情処理の対応について

協働のまちづくり委員会と町で苦情処理の対応を行うものとしします。

< 検討事項 >

協働のまちづくり委員会で苦情処理の対応について検討します。  
苦情処理を対応する組織の構成員について  
苦情処理の対応方法について

< 様式 1 - 構成員名簿 >

地区まちづくり協議会構成員名簿

| 役職名  | 氏名 | 住所 | 行政区 | 電話番号 |
|------|----|----|-----|------|
| 会長   |    |    |     |      |
| 副会長  |    |    |     |      |
| 〃    |    |    |     |      |
| 運営委員 |    |    |     |      |
| 〃    |    |    |     |      |
| 〃    |    |    |     |      |
| 〃    |    |    |     |      |
| 事務局長 |    |    |     |      |
| 書記   |    |    |     |      |
| 〃    |    |    |     |      |
| 会計   |    |    |     |      |
| 〃    |    |    |     |      |
|      |    |    |     |      |
|      |    |    |     |      |
|      |    |    |     |      |

< 様式 2 - 規約 >

## 地区まちづくり協議会規約

( 名称 )

第 1 条 この協議会は、 地区まちづくり協議会 ( 以下「協議会」という。 )  
という。

( 目的 )

第 2 条 協議会は、 地区の住民が力を合わせ、地域の課題や要望を話し合  
い、意見をまとめ、地域住民が一体となって、地域の特色と個性を活かした  
まちづくりを進めることで、コミュニティの充実・強化を図り、地域の課題  
解決と住みよい活力ある地域を実現することを目的とする。

( 活動 )

第 3 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 地域住民の総意を反映したまちづくり活動
- (2) 住民主体のまちづくりを実践するための研究・協議・企画立案
- (3) 広報及び意見収集を行い地域住民に開かれた活動
- (4) 地域住民及び関係機関との連絡調整
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な活動

( 構成員 )

第 4 条 協議会の構成員は、 地区の居住者であり、かつ次に掲げる者で構  
成する。

- (1) 行政区の代表者
- (2) P T A の代表者
- (3) 婦人会の代表者
- (4) 老人会の代表者
- (5) N P O 法人・各種まちづくり団体の代表者
- (6) 各地区からの推薦人又は公募による者
- (7) 協働のまちづくり委員会の委員
- (8) 町議会議員
- (9) 町職員

2 協議会には、第 1 項の構成員の他に助言者を置くことができる。

( 構成員の任期 )

第 5 条 構成員の任期は 3 年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

( 役員 )

第 6 条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 2 名
- (3) 運営委員 名
- (4) 事務局長 1 名
- (5) 書 記 2 名
- (6) 会 計 2 名
- (7) 監 事 2 名

2 役員は、構成員の互選により選出する。

( 役員の職務 )

第 7 条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 運営委員は、協議会の運営について協議し、地域広報誌を発行する。

4 事務局長は、協議会の庶務及び会計を総括する。

5 書記は、協議会の事務を行い、議事を記録する。

6 会計は、協議会の会計事務を行う。

7 監事は、協議会の会計監査を行う。

( 会議 )

第 8 条 協議会の会議は、第 4 条の構成員をもって構成し、次に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 事業計画及び予算に関する事
- (2) 事業報告、決算及び事業評価に関する事
- (3) 規約の改正に関する事
- (4) 役員の選出に関する事
- (5) 地域広報誌の発行に関する事
- (6) その他協議会の運営に関する重要な事項

( 会議の招集及び運営 )

第 9 条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会長を議長とする。

2 会議は、構成員の過半数の出席により成立し、委任状による者を出席者と認める。

3 会議の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 会議は、原則として公開とする。

(部会及び下部組織)

第10条 協議会は、特定の事項について、調査及び審議するための部会を置くことができる。

2 協議会は、事業を円滑に行うための支部組織を設置することができる。

(会計)

第11条 協議会の会計は、みなかみ町まちづくり協議会支援交付金、その他収入をもってこれを充てるものとする。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(協議会の解散)

第12条 協議会の解散は、構成員の4分の3以上の議決を必要とする。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、 内に事務局を置く。

附 則

この規約は、平成 年 月 日より施行する。

< 様式 3 - 実績報告書 >

|  |             |  |   |             |                    |   |         |   |   |          |   |   |           |  |   |           |          |   |           |          |   |         |  |
|--|-------------|--|---|-------------|--------------------|---|---------|---|---|----------|---|---|-----------|--|---|-----------|----------|---|-----------|----------|---|---------|--|
|  |             | 平成 年 月 日                                     |   |             |                    |   |         |   |   |          |   |   |           |  |   |           |          |   |           |          |   |         |  |
| みなかみ町長   | 様           |  |   |             |                    |   |         |   |   |          |   |   |           |  |   |           |          |   |           |          |   |         |  |
|  | 住 所         |  |   |             |                    |   |         |   |   |          |   |   |           |  |   |           |          |   |           |          |   |         |  |
|  | 協議会名        |  |   |             |                    |   |         |   |   |          |   |   |           |  |   |           |          |   |           |          |   |         |  |
|  | 会 長 名       | 印  |   |             |                    |   |         |   |   |          |   |   |           |  |   |           |          |   |           |          |   |         |  |
| <h3>まちづくり協議会支援交付金実績報告書</h3> <p>平成 年度みなかみ町交指令第 号で交付金の交付決定のあったまちづくり協議会支援交付金について事業が完了しましたので、みなかみ町まちづくり協議会支援交付金交付規則第 9 条の規定に基づき、その実績を報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">1</td> <td style="width: 30%;">交 付 金 の 名 称</td> <td>みなかみ町まちづくり協議会支援交付金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>総 事 業 費</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>交付金交付決定額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>事 業 の 概 要</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>着 手 年 月 日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>完 了 年 月 日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td>添 付 書 類</td> <td>事業実績書 収支決算書 事業ごとに活動内容が分かる写真データ（CD）<br/>事業評価調書</td> </tr> </table> |             |  | 1 | 交 付 金 の 名 称 | みなかみ町まちづくり協議会支援交付金 | 2 | 総 事 業 費 | 円 | 3 | 交付金交付決定額 | 円 | 4 | 事 業 の 概 要 |  | 5 | 着 手 年 月 日 | 平成 年 月 日 | 6 | 完 了 年 月 日 | 平成 年 月 日 | 7 | 添 付 書 類 | 事業実績書 収支決算書 事業ごとに活動内容が分かる写真データ（CD）<br>事業評価調書 |
| 1  | 交 付 金 の 名 称 | みなかみ町まちづくり協議会支援交付金                           |   |             |                    |   |         |   |   |          |   |   |           |  |   |           |          |   |           |          |   |         |  |
| 2  | 総 事 業 費     | 円  |   |             |                    |   |         |   |   |          |   |   |           |  |   |           |          |   |           |          |   |         |  |
| 3  | 交付金交付決定額    | 円  |   |             |                    |   |         |   |   |          |   |   |           |  |   |           |          |   |           |          |   |         |  |
| 4  | 事 業 の 概 要   |  |   |             |                    |   |         |   |   |          |   |   |           |  |   |           |          |   |           |          |   |         |  |
| 5  | 着 手 年 月 日   | 平成 年 月 日                                     |   |             |                    |   |         |   |   |          |   |   |           |  |   |           |          |   |           |          |   |         |  |
| 6  | 完 了 年 月 日   | 平成 年 月 日                                     |   |             |                    |   |         |   |   |          |   |   |           |  |   |           |          |   |           |          |   |         |  |
| 7  | 添 付 書 類     | 事業実績書 収支決算書 事業ごとに活動内容が分かる写真データ（CD）<br>事業評価調書 |   |             |                    |   |         |   |   |          |   |   |           |  |   |           |          |   |           |          |   |         |  |

< 様式 4 - 事業実績書 >

平成 年度 地区まちづくり協議会事業実績書

住 所

協議会名

会 長 名

| 事業名 | 事業実施<br>年月日 | 事業内容 | 事業実施<br>場 所 | 参 加<br>人 数 |
|-----|-------------|------|-------------|------------|
|     |             |      |             |            |
|     |             |      |             |            |
|     |             |      |             |            |
|     |             |      |             |            |
|     |             |      |             |            |
|     |             |      |             |            |
|     |             |      |             |            |
|     |             |      |             |            |
|     |             |      |             |            |
|     |             |      |             |            |

< 様式 5 - 収支決算書 >

平成 年度 地区まちづくり協議会収支決算書

住 所

協議会名

会 長 名

| 事業名 | 項目           | 決算額 | 決算内訳 |
|-----|--------------|-----|------|
|     | 収 入<br>交 付 金 |     |      |
|     | 雑 収 入        |     |      |
|     |              |     |      |
|     |              |     |      |
|     | 支 出<br>報 償 費 |     |      |
|     | 旅 費          |     |      |
|     | 印刷製本費        |     |      |
|     | 会 議 費        |     |      |
|     | 役 務 費        |     |      |

< 様式 6 - 事業評価調書 >

平成 年度 地区まちづくり協議会事業評価調書

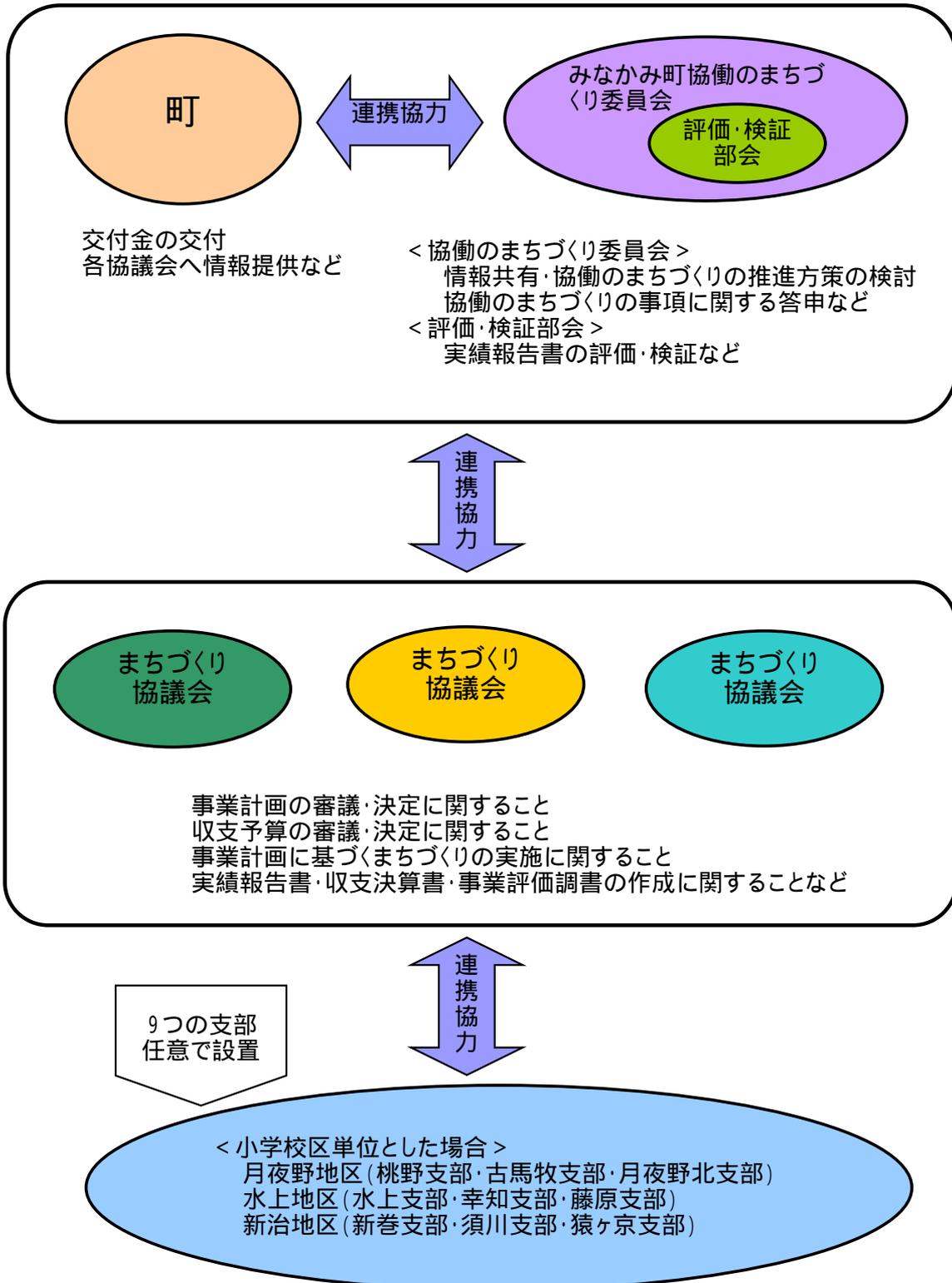
住 所

協議会名

会 長 名

| 事業名 | 事業目標 | 事業の達成状況 | 評価・課題 |
|-----|------|---------|-------|
|     |      |         |       |
|     |      |         |       |
|     |      |         |       |
|     |      |         |       |
|     |      |         |       |
|     |      |         |       |
|     |      |         |       |
|     |      |         |       |
|     |      |         |       |
|     |      |         |       |

## まちづくり協議会設置におけるフロー（案）



## まちづくり協議会設立スケジュール(案)

| 実施予定年月日 |     |    | 説明会等      | 設立準備会     | まちづくり協議会  |
|---------|-----|----|-----------|-----------|-----------|
| 平成21年   | 5月  | 上旬 |           |           |           |
|         |     | 中旬 |           |           |           |
|         |     | 下旬 | 町職員・議会説明会 |           |           |
|         | 6月  | 上旬 | 3地区説明会    |           |           |
|         |     | 中旬 | 交付金一括交付   | 設立準備会設置   |           |
|         |     | 下旬 |           | 構成員の選出・決定 |           |
|         | 7月  | 上旬 |           | ↓         |           |
|         |     | 中旬 |           | 構成員名簿の作成  |           |
|         |     | 下旬 |           | 規約の検討・作成  |           |
|         | 8月  | 上旬 |           | 協議会設立総会   | 協議会設立     |
|         |     | 中旬 |           |           | 事業計画・予算検討 |
|         |     | 下旬 |           |           | ↓         |
|         | 9月  | 上旬 |           |           | 事業実施      |
|         |     | 中旬 |           |           | ↓         |
|         |     | 下旬 |           |           | ↓         |
|         | 10月 | 上旬 |           |           | ↓         |
|         |     | 中旬 |           |           | ↓         |
|         |     | 下旬 |           |           | ↓         |
|         | 11月 | 上旬 |           |           | ↓         |
|         |     | 中旬 |           |           | ↓         |
|         |     | 下旬 |           |           | ↓         |
|         | 12月 | 上旬 |           |           | ↓         |
|         |     | 中旬 |           |           | ↓         |
|         |     | 下旬 |           |           | ↓         |
| 平成22年   | 1月  | 上旬 |           |           | ↓         |
|         |     | 中旬 |           |           | ↓         |
|         |     | 下旬 |           |           | ↓         |
|         | 2月  | 上旬 |           |           | ↓         |
|         |     | 中旬 |           |           | ↓         |
|         |     | 下旬 |           |           | ↓         |
|         | 3月  | 上旬 |           |           | ↓         |
|         |     | 中旬 |           |           | ↓         |
|         |     | 下旬 |           |           | ↓         |
|         | 4月  | 上旬 |           |           | 実績報告書の作成  |
|         |     | 中旬 |           |           | ↓         |
|         |     | 下旬 |           |           | 実績報告      |
|         | 5月  | 上旬 |           |           | 評価・検証     |
|         |     | 中旬 |           |           | 交付金精算     |
|         |     | 下旬 |           |           |           |

## みなかみ町の情報提供と共有について(委員提案のまとめ)

## &lt; 提案 1 &gt;

昨今、幼児、児童等の誘拐や殺人等の凶悪犯罪が多発している。そのことを対岸の火事では済まされない現状であり、それらについての対策や情報の伝達、収集はどのようになっているのか、聞き取り調査のため古馬牧小学校を訪ねる。

(日 時)平成20年12月9日(火) 10:30~11:30

(場 所)古馬牧小学校校長室

(対応者)学校長、教頭

(質問 A)

児童の安全(通学から下校まで)はどのように?また、どのような情報提供が保護者、児童に行われていますか?

(回答 A)

- 1.「通学路危険箇所チェック」というものを地区毎に作成し、該当保護者に配布している。
- 2.「かけこみ110番」の協力者の地図は、全保護者に配布し、通学時の安全に努めている。
- 3.町からの危険情報は、その裏面に必要情報を記入し、保護者に配布している。
- 4.毎月1回「学校だより」を発行し、その月の行事予定、前月の成績やお知らせ等を保護者に情報提供している。

(質問 B)

何か困っていることはありませんか?

(回答 B)

- 1.後閑のパチンコ店が通学路に面しているが、児童が近道して建物(立体駐車場)の中に入ることがある。建物の中は、死角になり何が起きても分からないので入らないように注意しているのだが、お店だから入口を閉鎖してもらうことも出来ず対処に苦慮している。
- 2.上越クリスタルの東側に「スナック桜」がある。その脇に大きな用水路が流れていて、1年生が帽子を流されたことがあった。大変危険なため、8月の保護者会で、そのことが問題視され、教育委員会に善処を求めたが12月現在なにも対策がとられていない。
- 3.児童の通学時は、集団登校だが下校時は高学年、低学年で時間が違う。また、各家に向かうときは、長い距離を一人になる場合がある。その対処がうまくできていない。

(問題点)

1. 保護者への情報提供は細やかにされていて感心する。だが、回答B - 1の問題点のような場面は、地域の人は知らされていないので、見ても見過ごされている場合が多い。このような学校側の情報をどのように地域の人に流し、理解してもらい、どう協力してもらうかが課題である。
2. 回答B - 2の問題点は、せっかく良い情報を流し、事故防止につなげようとしても、いろいろな理由を並べて結局なにもしない、危険が放置されている現状を見た人は「何を言っても何もやってくれない。ばかばかしいから何も言わないようにしよう。」というふうになりかねない。
3. 学校側の安全対策は、万全のようだが万全とは言えない現状があることを知った。学校だけでは解決できない、教育委員会もだめな問題をどこに持っていけばよいのか。それを誰がどうするのか。どこに行けばより良い方法が見つかるのか。

(解決策・事業例)

1. 上記の各問題点に共通することは「地域とのコミュニケーションの不足」だと感じる。何か問題が発生すると(今回は学校だが)その中だけ(学校、保護者、教育委員会)で解決しようとする。しかし、実際にはその中だけでは解決できない問題もある。その問題点の中には、区や商工会、老人会、各種団体に協力を求めれば解決できるものもある。そこに「地域」とのつながり、コミュニケーションがたいへん大切なものになってくる。情報を一箇所に集め地域ぐるみで問題解決に取り組むシステムや施設を学校区毎に配置することにより、学校問題だけでなく、地域で起こる様々な問題も「まちづくり」として解決できるのではないだろうか。

< 提案 2 >

私の場合、日々の生活の中で積極的に町の情報を収集しているとはいえません。一般的な町民の方々も同様ではないかと思いますが、そのような暮らしのなかでも、必要な情報がある程度は入ってくるようなしくみを作ることが重要だと思います。そのためには、どのような方法が情報提供の有効な手段であるかを検証しなければならないと思います。

私は町章や町の花・木・鳥の公募は知り、応募もしましたが、町民憲章の公募があったということは、申し訳ないのですが前回のまちづくり委員会で知った次第です。なぜなのか考えてみると、前者については子どもが学校から配付されたものを見て知ったと思います。子どもがいる家庭では、学校からの配付物は必ず見るので、そういった方法はかなり有効だと思います。子どもがいない世帯や、年配者が若者かなど、異なるケースではそれぞれまた別の有効な方法があると思います。実際に実現可能かどうかあわせ、検討していく必要があると思います。

役場職員と町民の距離を縮め、情報を聞きやすい環境づくりをすることも大切だと思います。たとえば、各区ごとに担当の職員を設けて、その人が窓口になっていたければ、知りたいことや分からないことが聞きやすいのではと思います。

### < 提案 3 >

現在の町民の情報収集方法については、ほぼ広報であると考えます。HPの充実についてはしっかりとやる必要がありますが、現在の状況を踏まえると、その効果はまだ薄いと考えます。よって、紙による伝達手段をメインとし、また、月1回の広報では、タイムリーな情報は伝わらないことから、月数回の紙による情報提供が必要であると考えます。

機関誌を発行する。

発行日・・・広報の発行日（毎月1日）と毎月15日を発行日とする。

内 容・・・町のこの先1ヶ月の行動と、前1ヶ月を省みた記事を掲載する。  
協働に係る情報等を楽しそうに掲載する。

先進事例（市ではこんなことをしています。）を紹介する。

ルールブックを作成する。

行き過ぎた、そしてあやまった考え方による情報提供・要求等の防御策を含め、協働に関する全ての基本となるルールを作る必要があると考えます。

### < 提案 4 >

#### < 問題点 >

町民が情報を求める環境づくり 自主・自立

住民が行政を理解しているかが重要である。

情報の理解が伴わなければ非公開・非共有と同じ。

#### < 解決策 >

全ての行政情報の開示と提供 説明責任

少しの工夫と実践する情熱があれば新しいシステムをつくることができる。

頭が硬く非効率をなくす。

### < 提案 5 >

#### < 問題点等 >

広報誌を読んでいる人は、どのくらいいるのか？職場等で広報誌や新聞の話題が出ますか？テレビのニュースは耳から入ってくるので、結構覚えていまして、話題になります。読まなくてもよい方法は取れないでしょうか？また、町と町民の壁が厚すぎると思う。

#### < 解決策 >

町職員等が各職場に出向いて情報収集を行う。（幼児サークル等もよい）

#### < 解決策の理由 >

町民が役場に行く時間を取ることは、なかなか難しいと思う。（主婦も含め）各職場には、年齢層も幅広く色々な意見を聞けると思うし、壁を取り除くためにも良い方法と思われれます。

## < 提案 6 >

### < 問題点等 >

行政側から住民に対しての情報提供について、現在行われている（広報、ホームページ、回覧等）などによる伝達方法でとりあえず良いと思います。

問題は、受け取る側の関心の度合いで提供する側の思いがなかなか町民に伝わりにくい事や、町民が気軽に町に意見を言える場所がどこなのか分からない、と言う事もあると思います。

情報提供については、広報などで（予算、決算）や町事業計画など大まかに知らされており、更に詳しく（予算のあらまし）冊子が配布されているが、住民にとって重要と思われる情報は、その時に広報の充実などで対処すれば、必要ないと思います。

（希望者を募り必要分だけ作成する方法）はないですか・・・？

区長さんを経由した回覧は、きめ細かく町民に伝えるには最適だと思います。

住民参加や重要な情報については、目にとまりやすい表現で書き、必要であるなら一度でなく再度回すなど、住民が目にしないうで流れる事も想定した対処も考えては、

住民の意見を収集する方法については、この回覧を活用して行くと良いと思います。

町への意見、提言を次の配布日もしくは用意が整った時点での配布日に、区長さんに回収してもらい届けてもらう（自分で直接出来る人を除く）などなど。

いずれにしても情報の共有に限らずまちづくり、とりわけ住民の参画、協働において重要な事は、地域コミュニティの充実が大きな課題であると思います。人と人との繋がりが希薄になれば地域コミュニティの低下をまねき、防犯、防災、福祉や伝統行事など社会生活の営みに重大な影響を及ぼします。町民ニーズがより反映され満足度が高い地域社会を実現していくには、地域コミュニティの単位において、その住民が目指すべき地域像を示し、計画立案から実施にいたるプロセスに自主的に参加し地域づくりに取り組んでいく事が大事です。

行政は住民の目線にたった財政的、技術的支援が必要です。

地域の課題は地域コミュニティで解決を目指し、それでも解決できない時は町と地域の協働で問題に当たる、それぞれの役割分担を明確にしてまちづくりを進めることがこれから大事です。

## < 提案 7 >

### < 問題点 >

以前、有線放送等により、役場からのお知らせや農業関係等の情報を流していたが現在は廃止となってしまった。また、パソコンを使用しない方は、広報誌での情報に頼るしかない。同時に、核家族化や隣組の活動が狭くなり、お年寄りには新情報が入りづらい環境になっていると思う。情報がなければ、共有化の実現は不可能である。

### < 検討課題 >

町が頻繁にお知らせを配布しても興味のない方には、ゴミになると敬遠されてしまうが、町民の皆さんに広報誌やホームページの情報に目を向けていただきたい。緊急放送以外にも各戸にお知らせできる手段を模索したい。

## < 提案 8 >

災害又は有事の時の情報共有について

先般、2月11日の送電線切断による停電の時ですが、一般住民の人たちは状況が分からず、又情報が無い為不安な時間を送りました。特に災害等で町中が被害を受け、町職員や消防団員が災害復旧作業等にあたる中での情報の共有や伝達は大変困難を極めます。

情報の内容は

1. 避難誘導情報（要支援者を優先とする住民）
2. 安否（特に要支援者や一人暮らしのお年寄り）情報や被害確認
3. ライフライン（電気・水道・電話等）の復旧情報
4. その他

対策（案）

情報伝達経路（連絡網）の確立

1. 総務課（総務課長） 災害時は『災害対策本部』が情報提供並びに情報収集が必要と判断した時、各支所（支所長）に連絡する。
2. 各支所（支所長）は各区長に連絡する。
3. 各区長は各地区役員（組長等）に連絡する。
4. 各地区役員（組長等）は地域住民に連絡すると共にそれぞれの地域の情報を区長に連絡する。

各地域の安否及び被害状況は1～4の伝達経路の逆に報告する。

月夜野地区は総務課（総務課長）が各区長に連絡する。

又、役場職員・消防団は、この伝達経路とは別に必要に応じて活動する。

この案を実施するには要支援者・一人暮らしのお年寄りの事前確認が必要ですが、現在、区長・民生委員にて調査中との事です。

## < 提案 9 >

< 問題点等 >

町からは、広報・回覧・HP等で情報発信しているが、現実として町民に情報が届いていないことが多い。特に若者は、町の広報誌等を読む意識が薄いように思える。

< 解決策 >

今までの情報発信に加えて、地域コミュニティを形成する。紙やネット等を通じてでは、情報を得る側の意識が薄いと伝わらないので、やはり人から人への口コミが重要である。具体的には、地域における定期的な会合の場をつくる。

## その他の意見（委員提案のまとめ）

### < 提案 1 >

委員会の検討事項のスケジュールが必要と思われる。スケジュールがあれば、目標がはっきりするので、ただら会議をすることもなくなると思う。

### < 提案 2 >

協働のまちづくり委員会では、協議事項が幅広くなるので、町の重要な政策等の勉強会を実施した方が良いと思う。例えば、総合計画・まちづくり基本条例・環境力宣言・エコタウンみなかみ構想・町の財政等を委員会で課長や担当が講師となり話をしたり、意見交換を行う。

### < 提案 3 >

町内に住んでいても町内の文化財や観光名所等を知らないことも多いと思うので、委員会の委員で廻ってみたらどうか。

### < 提案 4 >

協働のまちづくり案件を公募して賞金を与える。

- 1．町民から広くアイデアを募集して町民の意見を聞く。
- 2．町民の中には、斬新かつ町にとって有意義な考えを持っている人がいると思うので、公募することによって、まさに協働のまちづくりにふさわしい委員会活動ができと思う。
- 3．5人程度を入選者として一定の賞金額を決め、その入選案に手直しが必要であれば提案者の趣旨を変えることのない範囲で調整をする。
- 4．この事業を実施するために貸付金（仮名）を活用する。（町の予算を充てる。）
- 5．公募した案件は、協働のまちづくり委員会の大切な基礎資料になりますので、今後の活動に活かしていくと同時に様々なヒントになると思う。

資料2(まとめ)

平成21年5月13日配付資料

| 提案  | 情報共有に関する委員からの提案のまとめ   |
|-----|---|
| 提案1 | 地域とのつながり、コミュニケーションが大切<br>情報を一ヶ所に集めるシステムの検討(情報銀行の設置)<br>地域ぐるみで問題解決に取り組むシステムの検討 |
| 提案2 | 情報提供の有効な手段の検討<br>各区ごとに担当町職員の配置  |
| 提案3 | タイムリーな情報提供の検討(広報を2回発行)<br>協働に関する基本ルールの作成                                      |
| 提案4 | 全ての行政情報の開示と提供<br>新しい情報提供のシステムづくり  |
| 提案5 | 読まなくとも情報が入る方法の検討(テレビのニュース)<br>町職員が出向いて情報収集(幼児サークル等)                           |
| 提案6 | 情報を受ける側の関心の度合いを高める<br>町民の意見提案方法の検討(回覧による意見回収)<br>情報提供の工夫(再回覧)                 |
| 提案7 | 有線放送等による各戸への情報提供の検討<br>町民が情報に目を向ける方法の検討                                       |
| 提案8 | 災害時等の情報伝達経路網の確立   |
| 提案9 | 町からの情報提供の見直し<br>地域における定期的な会合の場の創出   |

| 提案により検討する事項(案)     | 具体的な検討内容(案)   |
|--------------------|---|
| 町民の情報に関する現状把握      | アンケートの実施  |
| 町からの情報提供の見直し       | 広報<br>ホームページ<br>回覧板<br>防災無線・オフトーク<br>その他            |
| 町民の情報に関する意識改革      | パブリックコメント<br>町へのご意見箱(メール)<br>意見提案制度(回覧・メルマガ)<br>その他 |
| 新しい情報提供(共有)の仕組みづくり | 情報銀行<br>まちづくり座談会・講演会<br>町職員の地区別相談員<br>出前講座<br>その他   |
|                    |   |

## 資料 3

(平成21年5月13日委員会資料)

## 沼田市市民協働のまちづくり出前講座メニュー

|    | 講座名                   | 内容  | 時間  | 条件                  | 担当課 |
|----|-----------------------|---|-----|---------------------|-----|
| 1  | 広報紙づくり                | 広報紙作成の流れや、紙面づくりのポイントについて                  | 60  |                     | 秘書課 |
| 2  | わかりやすい選挙の話            | 選挙の仕組みを説明し、選挙が身近なものであることを理解してもらう          | 60  |                     | 総務課 |
| 3  | 投票に行きましょう             | 選挙制度全般（選挙の種類と内容、投票・開票、選挙運動、選挙の歴史）について     | 90  |                     | 総務課 |
| 4  | 情報公開と個人情報の保護          | 情報公開、個人情報保護とは何か。                          | 90  |                     | 総務課 |
| 5  | 新しいコミュニティの形「認可地縁団体とは」 | 認可地縁団体の設立について                             | 60  | 自治会等を対象<br>(5月～12月) | 総務課 |
| 6  | 防災講座                  | 防災に関する知識全般と本市の地域防災計画について説明                | 120 | プロジェクトが可能           | 総務課 |
| 7  | 防犯講座                  | 防犯に関する知識全般について説明                          | 120 | プロジェクトが可能           | 総務課 |
| 8  | 消防講座                  | 消防に関する知識全般及び本市の消防体制について説明                 | 120 | プロジェクトが可能           | 総務課 |
| 9  | 第五次総合計画について           | 本市のまちづくりの指針となる総合計画や市の重要施策について説明           | 90  |                     | 企画課 |
| 10 | 行政改革大綱について            | 時代の変遷に対応した新しいまちづくりを進めるために策定した行政改革大綱について説明 | 90  |                     | 企画課 |
| 11 | 市民協働について              | 市民協働の基本的な考え方とおして、社会活動の参加の方法を考える           | 60  | プロジェクトが可能           | 企画課 |
| 12 | 財政状況について              | 市の財政状況についての解説                             | 60  |                     | 財政課 |
| 13 | 税のはなし                 | 市税全般                                      | 60  |                     | 税務課 |

|    | 講座名               | 内容  | 時間 | 条件                | 担当課   |
|----|-------------------|---|----|-------------------|-------|
| 14 | 戸籍について            | 戸籍の届出、証明書など   | 60 |                   | 市民課   |
| 15 | 国民年金制度について        | 国民年金制度のしくみ、受給など   | 60 |                   | 市民課   |
| 16 | 国民健康保険について        | 国民健康保険のしくみ、国保税、給付など   | 60 |                   | 市民課   |
| 17 | 後期高齢者医療制度について     | 後期高齢者医療制度のしくみ、保険料、給付など  | 60 |                   | 市民課   |
| 18 | 福祉医療制度について        | 福祉医療制度のしくみ、助成など   | 60 |                   | 市民課   |
| 19 | 消費者被害にあわな<br>いために | 悪質商法(点検商法、次々販売、<br>S F 商法、送り付け商法) 架空<br>請求など                      | 60 | 消費生活センタ<br>ー開設時間内 | 生活課   |
| 20 | 交通安全講座            | 交通事故の状況と交通安全  | 45 | プ ロジ ェク<br>ターが可能  | 生活課   |
| 21 | ごみの問題について         | ごみ処理量と経費、資源の分別<br>方法とリサイクル、ごみの減量<br>化、有価物集団回収等の説明                 | 60 |                   | 生活課   |
| 22 | 児童福祉制度について        | 児童福祉施策  | 30 |                   | 社会福祉課 |
| 23 | 障害福祉制度について        | 障害福祉サービスを中心とした<br>障害福祉制度全般について                                    | 60 |                   | 社会福祉課 |
| 24 | 高齢者の住宅福祉サ<br>ービス  | サービス内容・利用方法   | 45 |                   | 高齢福祉課 |
| 25 | 介護保険について          | 介護保険サービスの内容、利用<br>方法、制度の仕組み、保険料な<br>どについて説明                       | 60 |                   | 高齢福祉課 |
| 26 | はじめよう介護予防         | 介護予防への取り組みや介護予<br>防の重要性などについて学ぶ<br>(運動、栄養、口腔、認知症予<br>防、健脳、うつ予防など) | 90 |                   | 高齢福祉課 |

|    | 講座名                  | 内容  | 時間             | 条件           | 担当課   |
|----|----------------------|---|----------------|--------------|-------|
| 27 | 地域包括支援センターの役割と地域づくり  | 地域包括支援センターの役割と地域づくりを学ぶ                          | 90             |              | 高齢福祉課 |
| 28 | 認知症サポーター養成講座         | 認知症に関する正しい理解や認知症の人に対する接し方を学ぶ                    | 90             |              | 高齢福祉課 |
| 29 | 暮らしに役立つ高齢者筋力向上トレーニング | 地域で行われている高齢者筋力向上トレーニングの紹介                       | 90             |              | 高齢福祉課 |
| 30 | よくわかる成年後見制度          | 成年後見制度について学ぶ                                    | 90             |              | 高齢福祉課 |
| 31 | メタボ予防について            | メタボリックシンドロームに関する生活習慣改善について（メタボビクス体操・食事など）       | 60             |              | 健康課   |
| 32 | たばこの話                | 我慢と忍耐の禁煙にさようなら！新しい禁煙方法「リセット禁煙」で不思議な気づきの体験を！     | 60<br>又は<br>90 | プロジェクトが可能    | 健康課   |
| 33 | 母子保健サービスと現状          | 市が行っている健診・相談・予防接種の内容や現状                         | 60             |              | 健康課   |
| 34 | 森林の保護・育成             | 市が取り組んでる森林整備事業                                  | 45             | 12月～<br>3月の間 | 農政課   |
| 35 | 融資制度について             | 中小企業、勤労者向け融資制度について説明                            | 30             |              | 商工観光課 |
| 36 | わが家の地震対策             | 住宅を取り巻く耐震化の現状等を理解することで、耐震に関する意識の向上や耐震知識の習得につながる | 60             |              | 建設課   |
| 37 | 沼田の都市計画              | 都市計画についての解説                                     | 30             | プロジェクトが可能    | 都市計画課 |
| 38 | 公園について               | 都市計画区域内の公園設置状況と管理について                           | 30             |              | 都市計画課 |
| 39 | 水道水ができるまで            | 原水から飲み水になるまでの工程について説明                           | 45             |              | 上下水道課 |

|    | 講座名                   | 内容  | 時間             | 条件 | 担当課        |
|----|-----------------------|---|----------------|----|------------|
| 40 | 家庭の水道の維持管理について        | 水道管の防寒対策、水漏れの見つけ方、蛇口パッキンの取替などについて説明                             | 45             |    | 上下水道課      |
| 41 | 汚水処理（下水道・農集排・浄化槽）について | 本市の汚水処理（公共下水道、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽）について                            | 30             |    | 上下水道課      |
| 42 | 中心市街地のまちづくりについて       | 本市の中心市街地のまちづくりについて基本計画や核施設の行政提案などについて説明                         | 90             |    | 街なか対策課     |
| 43 | 議会のしくみ                | 市議会のしくみについて説明   | 60             |    | 議会事務局      |
| 44 | 生涯学習のすすめ              | 生涯学習情報の提供   | 30             |    | 社会教育課      |
| 45 | 青少年の非行防止              | 青少年問題及び非行の現状と課題   | 90             |    | 社会教育課      |
| 46 | 人権教育                  | 人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画の基本的な考え方について                               | 30<br>～<br>45  |    | 社会教育課      |
| 47 | 文化財から見た郷土の歴史          | 指定文化財を中心に沼田の歴史を探る   | 60             |    | 社会教育課      |
| 48 | 生きがいづくりについて           | 公民館活動を通した生きがいづくりについて  | 30             |    | 社会教育課      |
| 49 | くらしに役立つ調べもの講座         | 本のさがし方から医療・法律情報まで、図書や雑誌・データベースを利用した各種情報の検索方法を解説。初心者から上級者レベルまで対応 | 45<br>～<br>120 |    | 社会教育課（図書館） |
| 50 | スポーツ教室・イベントの紹介        | 本市で開催しているスポーツ教室やイベントの紹介について                                     | 30             |    | 体育課        |
| 51 | 監査のしくみ                | 監査業務とその役割   | 45             |    | 監査委員事務局    |
| 52 | 農業委員会のはなし             | 農業委員会の業務と役割について説明   | 30             |    | 農業委員会      |
| 53 | 農業者年金のはなし             | 農業者年金制度の説明  | 30             |    | 農業委員会      |

# 新しい町の「道しるべ」

## みなかみ 町民憲章を制定

みなかみ町は、合併 大切にしたいまちづくり(二〇〇五年)で誕生 をうたっている。 した新しい町のまぢつ 憲章の様は「自然」の道しるべと 「歴史・文化」もてして「みなかみ町民憲章」を制定した。谷川 目、自然では「恵まれ 連続や利根川源流に象 た自然と共生し心ゆた 徴される豊かな自然と かな町をつくります」の共生、歴史・文化を 歴史では「歴史と文化



区長会で行われた町民憲章の説明

を輝び夢と希望に満ち た町をつくりますと まぢつへの目標を掲 げている。 町ではA3サイズ のパネル百枚と、小中 学校の教室に張るポス ター九十二枚を作製。 十五日に町中央公民館 で開かれた区長会総会 で憲章について説明 し、町民への周知や 配布への協力を依頼し た。 町では昨年に蒸気 を公表。パブリックコ メントを実施して町民 の意見を聴いたほか、 「町協働のまちづくり 委員会」で検討を行い、 三月の町議会定例会の 議決を経て、一日付で 制定した。